

国立療養所
菊池忠楓園

ハンセン病を正しく理解していただくために —— 。



〒861-1113 熊本県合志市栄3796番地
☎ 096-248-1131 (代表)・FAX 096-248-4570

URL [https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/
kenkou_iryou/iryou/hansen/keifuen/](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/hansen/keifuen/)



基本理念

心と心のふれあいを軸として
豊かな自然環境の中で心身の安らぎと
心豊かな療養生活を提供し地域の方々と
共に歩めるよう努めます

基本方針

1. 入所者の個々に応じた医療・福祉に努めます
2. 快適な生活環境を提供し療養生活の充実に努めます
3. 入所者の社会参加に対する支援に努めます
4. 偏見や差別の解消のため更なる啓発活動に努めます
5. 職員の教育・研修に努めます

ご挨拶



園長 箕田 誠司

菊池恵楓園に限らず、今まで110年を超える国立ハンセン病療養所の歴史は国の誤ったハンセン病政策により多くの患者達が苦難とともに翻弄され続けてきた歴史と大きく重なります。特に昭和28年改正の「らい予防法」の違憲性は平成13年の違憲国賠訴訟判決により確定しました。また、患者達に墮胎や不妊手術を強いた旧優生保護法の被害者への賠償問題の解決と平行して、地域住民による差別偏見被害が患者と同居した家族にまで及んでいた問題は、厚労省だけでなく、法務省および文科省においても啓発活動の不足が指摘され、令和元年の家族被害訴訟判決により確定しました。現在の菊池恵楓園は、入所しているハンセン病回復者の人権を正しく尊重した医療・福祉を通じて、同じような過ちが繰り返されないように、ハンセン病の正しい知識や歴史を発信することにより、あらゆる人権が尊重される社会、いわゆる共生社会づくりに貢献することが求められています。

私も恵楓園に赴任して初めてハンセン病にこのような歴史があることを知り、また、多くの入所者の皆さんの経験を聞いて大変驚きました。現在の医の倫理からすれば、当然、唖然とする話ばかりでした。そして、誤った政策に大きく影響したばかりか、閉鎖的な療養所で閉鎖的なハンセン病医療を行っていた医師達がいたことを知り、同じ医師としてこの歴史を知らなかったことを恥ずかしく思い、改めて医の倫理や偏見差別の問題を考え直す良い機会になりました。

そもそもハンセン病は遺伝と間違われるくらい、感染しにくい、らい菌による慢性感染症で、ハンセン病療養所の長い歴史のなかでさえ、患者から感染し発病した職員は全くいません。そして、そのことは療養所のハンセン病専門医師が最も理解していました。しかも、特効薬ができる昭和20年代以降は治癒する病気となっていて、新規患者は激減し、早期治療を行えば、後遺症もなく治り、恐れるような病気ではなくなっていましたが、平成8年までの43年間、「らい予防法」は廃止されることなく、入所者の心と体を療養所に縛る法律でありつづけました。

何故、そのようなことになったのか?もっと他の対応はなかったのか?菊池恵楓園にはその問題を考えさせる資料が残っています。できるだけ多くの皆様に恵楓園での研修に来ていただき、自ら見て聞いてその答えを明らかにして下さい。多くの皆様にとって、生きていく上で大切な人権に関する新しい気づきが得られると思います。

■ 施設の沿革

明治 42 年 4 月 1 日
九州 7 県連合立九州療養所として現在地に開設
(収容定員 150 名、敷地 231,310 m²)

明治 44 年 3 月 30 日
熊本県知事訓令第 157 号にて九州療養所と改称

大正 2 年 2 月 8 日
熊本・隈府間に菊池軽便鉄道開通

大正 8 年 12 月 10 日
熊本電気会社の配線工事完了（所内点灯）

大正 15 年 6 月 19 日
患者自治会発足

昭和 16 年 7 月 1 日
国に移管、国立療養所菊池恵楓園と改称、定床 1,100 床 患者自治会を厚生会と改め、その事業を患者援護会に統合

昭和 18 年 4 月 1 日
附属看護婦養成所が開設

昭和 21 年 4 月 1 日
保育所龍田寮国立に移管

昭和 23 年 4 月 1 日
患者自治会が復活

昭和 24 年 1 月 25 日
合志中学校、栄小学校園内分校場設置

昭和 26 年 3 月 26 日
第 5 期拡張工事で事務本館（現社会交流会館）等 106 棟が竣工

昭和 27 年 4 月 1 日
附属准看護学院設置

昭和 33 年 4 月 1 日
医療法定床 2,200 床となる

昭和 52 年 4 月 1 日
附属看護学校（進学課程全日制）発足

昭和 57 年 3 月 15 日
九州三園医療センターとして合併症治療棟竣工

平成 4 年 3 月 30 日
第一病棟竣工

平成 5 年 3 月 30 日
管理棟竣工

平成 8 年 4 月 1 日
らい予防法の廃止に関する法律の施行

平成 9 年 3 月 13 日
第二病棟竣工

平成 14 年 4 月 1 日
附属看護学校閉校

平成 15 年 8 月 28 日
医療法病床 1,204 床となる

平成 16 年 3 月 30 日
医療法定床 1,203 床となる

平成 17 年 3 月 31 日
医療法定床 1,163 床となる

平成 18 年 1 月 11 日
第三病棟竣工

平成 18 年 10 月 16 日
医療法定床 1,109 床となる

平成 18 年 12 月 12 日
社会交流会館（歴史資料館）開館

平成 20 年 12 月 9 日
第一センター竣工

平成 21 年 4 月 1 日
ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の施行

平成 22 年 3 月 30 日
第二センター竣工

平成 22 年 4 月 13 日
医療法病床 984 床となる

平成 23 年 1 月 6 日
医療法病床 964 床となる

平成 23 年 3 月 28 日

医療法病床 959 床となる

平成 23 年 12 月 12 日

医療法病床 877 床となる

平成 24 年 1 月 30 日

第三センター竣工

平成 24 年 2 月 1 日

園内に NPO 法人かえでの森こども園が開園

平成 24 年 3 月 14 日

医療法病床 841 床となる

平成 26 年 2 月 1 日

医療法病床 840 床となる

平成 26 年 2 月 28 日

医療法病床 828 床となる

平成 26 年 6 月 30 日

第四センター竣工

平成 26 年 7 月 30 日

医療法病床 776 床となる

平成 27 年 4 月 1 日

入院保険診療（4 床）を開始

平成 28 年 4 月 1 日

医療法病床 595 床となる

平成 30 年 11 月 30 日

新給食棟竣工

■ 施設概要

定床数

医療法病床 395 床

診療科目

内科 精神科 外科 整形外科 皮膚科
眼科 耳鼻いんこう科 歯科

診療等機能

- ①ハンセン病の治療及びリハビリテーション
- ②合併症の治療（治療センター併設）
- ③人工透析、義肢装具
- ④身体障害者認定医（眼科、内科、整形外科、外科）
- ⑤海外（途上国）からの啓発・研修受入
- ⑥人権教育のための啓発・研修受入

研修施設

- ①日本眼科学会専門医制度研修認定施設
- ②日本皮膚科学会専門医制度研修認定施設

面 積

【敷地面積】 590,198.41 m² (178,848 坪)

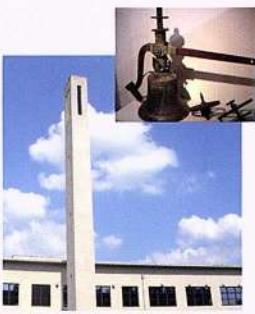
【建物面積】

総建面積 57,639.65 m² (17,466 坪)

総延面積 60,504.23 m² (18,334 坪)



熊本とハンセン病の歴史



社会交流会館前の
希望の塔と希望の鐘

～かつて社会復帰者の門出を
祈念して鳴らされた～

熊本には、熊本城を築城した加藤清正を祀っている本妙寺があります。清正公をハンセン病の神様と崇め全国から本妙寺にこの病気のものが集まつたと言われています。

本妙寺参道で物乞いするハンセン病者を見て、彼らの救済の為に回春病院を開設したのが、イギリス聖公会のハンナ・リデル女史で明治28年のことでした。本国からの寄付が途絶えると運営に支障を來し、時の総理大臣大隈重信らに働きかけ支援を貰います。これがきっかけとなり国内で法律「癩予防ニ関スル件」が制定されます。この法律をもとにして、明治42年全国5カ所に公立療養所が開設されますが、そのうちの一つが菊池恵楓園の前身である九州療養所でした。同じ頃カトリックのコール神父がやはり本妙寺周辺のハンセン病者をみて驚き、待労院を開設します。以来、平成25年に115年間の幕を閉じるまでハンセン病患者、回復者のお世話を続けました。

最初の法律は主に浮浪している者を対象にしたものでしたが、昭和6年に制定された「癩予防法」では全てのハンセン病者が隔離の対象になっていきます。国内の収容目標は1万人

で、この拡張政策は戦後も続き、菊池恵楓園は全国最大の規模で病床も2,200床まで拡張されました。昭和18年米国でプロミンの治療効果が発表され、戦後、国内でも次第に有効性が確認されるようになり、病気が軽快して社会復帰する人々も現れました。今後のハンセン病政策について専門家の意見をもとに、昭和28年、「らい予防法」が制定されます。しかし、その内容は前の予防法と殆ど変わらず隔離を中心としたものでした。

平成8年によく「らい予防法」が廃止され、同時に元患者達の入所生活等を保障した「らい予防法の廃止に関する法律」が制定されます。そして平成10年「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」が熊本地裁に提起され、3年後原告勝訴となります。和解に関する基本合意が締結され、謝罪、検証そして退所者への支援等が盛り込まれます。

この間に、ハンセン病への偏見・差別があらわとなつたいくつかの事件が起きました。その一つが昭和28年の龍田寮児童通学拒否事件でした。これは、親がハンセン病者として隔離されたために龍田寮という施設に保護された子供たちが、就学年齢になったので校区の小学校へ入学しようとしてPTAの一部が強固に反対した事件です。病気ではない子供たちに対してまでもきびしい差別の目が向けられたのでした。

そして、「癩予防法違憲国家賠償請求訴訟」熊本地裁判決からわずか2年後の平成15年、熊本小国ホテルで入所者の宿泊を拒否する事件がありました。当初、宿泊を拒否するホテルへの非難が起りますが、その後ホテル側の謝罪を拒否した入所者自治会への誹謗・中傷が激しく続きました。病気への理解不足、偏見が残っていることを見せつけられた事件でした。

平成21年、「らい予防法の廃止に関する法律」に替わって「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されます。この法律に則り、現在、わたしたちは今まで以上に入所者の医療や療養環境の整備に努め、のみならず、療養所の地域開放、ハンセン病回復者の名誉回復のための啓発活動などに尽力しています。

ハンセン病とは

ハンセン病は抗酸菌の一種であるらい菌の感染に伴い、この菌に対する抵抗力のない人にごくまれに発病する慢性感染性疾患です。皮膚、末梢神経、鼻腔・咽頭・喉頭粘膜、眼などに病巣ができるために治療が遅れると手足や顔面に様々な変形や機能障がいを残してしまいます。そのため、昔から世界中の人々に忌み嫌われた病気でした。誤った病気の認識が偏見や差別を助長し、一般社会から病者を排除し隔離する施策が「らい予防法」のもとに正当化されるなど、本邦には病者の人権を無視した悲しい歴史があります。治療薬が開発された現在でも、ハンセン病患者の発生が多くみられる諸外国において同様に病者に対する偏見は大きく、「ハンセン病は治る病気です、早期に治療を受けて後遺症を防いで下さい、ハンセン病を差別しないで下さい。」と声をあげ続けなければならないのが現状です。

今、日本ではハンセン病の発生は年間1、2名で、ほぼ根絶された状態だと言えます。しかし、本人がかつて病気であったことを素直に話せない状況は今も続いている。このことを一人一人が考えねばならないと思います。

ハンセン病の治療



ハンセン病の多発する諸外国においては、WHO(世界保健機関)の指導で抗菌作用を持つ3種の薬剤を用いる多剤併用療法が無償で行われています。我が国においては「らい予防法」の廃止後、4種の抗ハンセン病薬が保険適用となり、ほかの病気と同様に一般的な医療機関の外来で治療を行うことができます。

WHOの多剤併用療法で用いられる1ヶ月分のパック

一般外来(皮膚科)

当園では、ハンセン病の診断・治療に関するご相談、褥瘡や足病変、フットケアに関するご相談などに対し、保険診療による皮膚科外来（要予約）を行っています。

看護と介護 ……

看護理念

入所者のその人らしさを尊重し、安心して心豊かに生活できるような看護（介護）を提供します。

基本方針

1. 入所者個々に応じた看護（介護）の提供に努めます。
2. 快適な療養生活の提供に努めます。
3. 生命の尊厳を守り、入所者の権利を尊重します。
4. 職員の教育・研鑽に努めます。



療養生活と行事 …

入所者は故郷を離れて長期療養生活を送っており、園は療養の場であると共に生活の場ともなっています。入所者の居住舎はそれぞれの障害の程度に応じて、不自由者棟、一般寮（軽症者）に分かれています。

年間行事として納涼盆踊り大会や長寿を祝う会、自治会文化祭、クリスマス、バスレク等年間を通じて実施されています。また、単調になりがちな療養生活に潤いを持たせるため、短歌、俳句、写真、絵画、書道等の文芸活動、ゲートボールやカラオケ、囲碁、将棋等が盛んに行われています。



納涼盆踊り



長寿を祝う会



カラオケ交歓会



クリスマス



ゲートボール大会

5 旧火葬場跡

療養所で死亡した入所者の遺体は、同じ入所者の手により、所内火葬場と北側を覆っていました。現在、2m程の深さの壕が掘られていました。

6 コンクリート堀

入所者の無断外出・逃走を防ぐため、昭和4年に建てられた壁。療養所西側と北側を覆っていました。現在、多くの入所者が寄付を行いました。現在、1200柱を超える遺骨が安置されており、恵園園の歴史の重みを伝えています。



7 納骨堂

旧納骨堂の老朽化に対応するため、昭和51年に設置された納骨堂。建立の際には多くの入所者が寄付を行いました。現在、その役割を現在の納骨堂に譲りました。



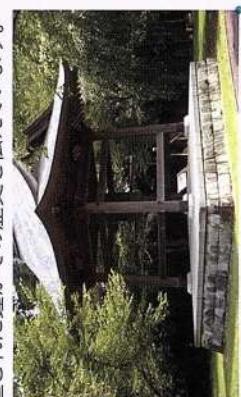
8 旧納骨堂

昭和14年に全国宗教団体の寄付により建立された納骨堂。ドーム状、半地下形式の空間を有していましたが、昭和51年にその役割を現在の納骨堂に譲りました。



9 旧礼拝堂記念鐘楼

この場所には入所者が信仰する各宗派の祭壇が一堂に会した宗教施設、礼拝堂がありました。西日本唯一と謳われた巨大な木造建築でしたが、平成に入り台風で倒壊、現在ではこの建物を記念して設置された鐘がその歴史を伝えています。



10 恵園園分校跡

所内には開所後、間もない時期から入所者が教鞭を執り、入所者が学ぶ自主的な学習の場を作られました。少しずつ学校の体制を整え、戦後には公立学校の分校となりました。現在その跡地は公園として整備されています。

11 隔離門跡



療養所は壁と壕と外界と隔絶することが企図されましたが、内部には更に患者地帯と職員地帯の別があり、患者は患者地帯から出ることが許されませんでした。通用門は職員地帯との境に設けられた小さな出入り口でした。

12 かえでの森こども園



平成24年2月、国立療養所では初となる認可外保育所として開園しました。「園内に子ども達の笑顔を」という入所者の強い要望を受けて誘致され、現在外部から多くの園児を受け入れており、入所者との交流の場ともなっています。

13 希望の鐘

社会交流会館前の塔にはかつて鐘が掛けられており、社会復帰者を見送って鳴らされていました。現在、塔の下に佐賀県から寄贈されたレプリカが置かれています。



4 ゲートボール場

ゲートボール場は園の北東部部分に位置し、全部で5面整備されており、地域との交流の場となっています。



3 トンボの里



この付近の池と溝には5種類のトンボが生息しており、特に「コブキヒメイトンボ」は、日本で恵園園が生息の北限であるうどんされています。

2 恵楓会館



入所者の文化祭行事や自治会の啓発活動等、様々な用途に使用されています。

1 旧監禁室

療養所入所者に対する権限、懲戒権は大正5年に法律によって認められました。その法律に基づき、翌大正6年に設置されたのがこの監禁室です。療養所から無断外出した患者など規則違反をした患者が一定期間収容されました。

15 日光回転家屋

熊本市黒髪にあった私立療養所・回春病院で用いられたひなたぼっこ小屋。建物を日の向に合わせて回転させることができます。国の登録有形文化財となっています。



14 社会交流会館

昭和26年に建設された旧事務本館を改修して設けられた資料館。恵園園の歴史を伝える資料を多く展示する他、資料の収集・整理についても作業が行われています。



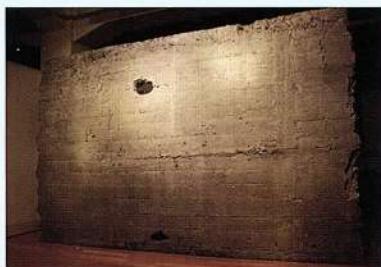
社会交流会館はハンセン病・恵楓園の歴史を後世に伝えるために、平成18年12月に設置された資料館です。建物は昭和26年に建設された旧事務本館が元になっています。設置の目的は

- (1) ハンセン病に関する正しい知識の普及による偏見・差別の解消。
- (2) 患者及び快復者の名誉回復。
- (3) (1),(2)の目的を達成した成果、或いはその過程を社会に提示することにより、ハンセン病を含む様々な偏見・差別の問題についてもその解決を促す。

であり、ハンセン病の歴史を本当の意味で背負いうる社会を作ることを目指したものとなっています。

平成25年にはリニューアルが行われ、展示内容、運営規程などに大きな変更が加えられ、より効果的にその業務が果たせる体制へと発展してきています。

館展示室内には、恵楓園の西側と北側を覆っていた壁の一部や、療養所の中で用いられてきた道具、古写真など多くの資料が展示されています。展示室奥には恵楓園の歴史を伝える映像を見ることができる部屋も用意されています。



写真左は「望郷の窓」と呼ばれる
る旧西側コンクリート塀の一部
で、平成17年に撤去され、そ
の一部がモニュメントとして多
目的ホールに展示されています。



■ 恵楓園へのアクセス

- JR鹿児島本線上熊本駅下車、熊本電鉄(北熊本乗換)にて再春医療センター前駅下車(約30分)
- 熊本空港より産交バス(リムジンバス)にて熊本桜町バスターミナルへ。電鉄バス(菊池温泉行)乗換にて再春医療センター前下車(約80分)
- 熊本空港よりタクシーで約35分
- 九州自動車道(植木インター)より国道3号線～国道387号線を車で約30分
- 九州自動車道(北熊本スマートインター)ETCカードをお持ちの方はご利用いただけます

略地図

